

## 食品衛生法 食品、添加物等の規格基準に関するご報告

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本書では、下記に示す対象物質に関する当社の対応状況についてご報告申し上げます。

敬具

### 記

- 対象物質：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条に基づき制定された「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）
  - 第 3,A,8 別表第 1,第 2 表（厚生労働省告示第 324 号によるポジティブリスト制度）
  - 第 3,D,2 合成樹脂製の器具又は容器包装  
ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装  
（溶出条件：使用温度が 100℃を超えるもの）

### 2. 対象製品

	グレード	品種
ニ ユ ー ラ イ ト ®	NL-W	シート,丸棒・チューブ・パイプ,スパイラルチューブ,各種レール (T型,SL,FL,I型,L型,WL型,V型,Q型,A型,C型,K型,R型, H型),イノバートフィルム,複合シートWR
	NL-AS(B)	シート,フィルム
	NL-W,NL-AS(B),NL-R,NL-CR,NL-GR,NL-BL, NL-HC2000,NL-HC500,NL-NSB,NL-SP3,NL-SB7, NL-スーパータフCL,NL-スーパーミュ-VD,NL-AS(P), NL-スーパーミュ-VD(SBL)	プレート, ※NL-NSBの各種レール(RST型,RSW型,RSS型)
ス ム ー シ ア ®	スムーシア®(シート)	シート
	スムーシア®SX-AS(レール)	レール,C型,A型

### 3. 調査結果

上記対象製品は、ポジティブリスト制度の別表第 1：第 1 表（基材）及び、第 2 表（添加剤）に収載された原材料を使用し、食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第 370 号)のポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の試験(溶出条件：使用温度が 100℃を超えるもの)に適合しております。

以上

### 注意事項

本文書は現在入手可能な情報・データ等に基づき作成しており、記載事項に関し将来に渡って保証を行うものではありません。

また、弊社製品を使用して製造された製品に関し、いかなる保証をするものでもありません。